

[記入上の注意]

- 1 ①欄・②欄は次により記入してください。
 - (1) 実習型雇用を実施する事業所が、支社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には実習型雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」には実習型雇用を実施する事業所の番号を記入してください。企業の他の事業所（本社等）で一括して雇用保険に加入している場合には当該加入している事業所の番号を記入してください。
- 2 ③欄には対象労働者の氏名・生年月日及び実習型雇用開始時点の満年齢を記入してください。
- 3 ④欄には実習型雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
- 4 ⑤欄には紹介状裏面の求人番号を記入してください。
- 5 ⑥欄には、実習型雇用を終了した後、常用雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。

また、様式第2-2号に記入する「実習期間終了時の技能習得等の目標」の内容に留意して記入してください。
- 6 ⑦欄には実習型雇用期間中の労働条件を記入してください。
- 7 ⑧欄には、本計画について(財)産業雇用安定センター及びハローワークから問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。

実習型雇用実施計画書（その2）

実習（OJT）の 実施内容	
実習担当者 （メンター）	（役職） （氏名）
	（所持資格等）
	（実習内容に係る職務経験等）
座学等（OFF-JT）の 実施内容 （実施機関） （実施場所）
実習期間終了時の技能 習得等の目標	
技能習得状況の評価 方法等	
備 考	

[記入上の注意]

- 1 「実習（OJT）の実施内容」については、当該事業所において、その業務を遂行するために実習をとおして学ぶ具体的な仕事の内容を記入してください。

例1 機械組立工で6カ月実習期間の場合：

「図面に基づき必要な工具の整備、部品調達：延べ10日」「組立手順の説明を受ける：延べ10日」「ユニット組立をする：延べ20日」「ユニット間の結合や付属品を取付ける：延べ20日」「機械を結合する配線や配管をする：延べ30日」「組立てた機械が検査仕様どおり正しく動作するかの確認：延べ20日」「機械修理・保守点検：延べ30日」

例2 ホームヘルパー（実務未経験者）で6カ月実習期間の場合：

「家庭用品の買物などの家事代行：延べ5日」「洗濯、掃除、買い物・調理等家事援助：延べ15日」「ベッドからの寝起き、着替え、車椅子の乗り降り、トイレへの出入りなど移動の介助、排せつ介助、入浴介助、食事介助：延べ60日」「医師や看護師の処方箋に従った服薬の介助：延べ20日」「家族や他事業者との連絡、他の担当者への引継ぎ事項の記録：延べ20日」

- 2 「実習担当者（メンター）」については、必要な知識、技能及び経験を有し、その業務に精通しており実習を行うのに十分な経験、資格等があり、実習型雇用の対象者を適切に指導及び評価を行える方を選任してください。例えば、職務経験年数は10年以上の方などを選任してください。

- 3 「座学等（OFF-JT）の実施内容」については、その業務を遂行するために必要な基礎的知識や技能・資格取得のために参加する研修、講座、講習等の実施日時、機関（外部機関で実施する場合）、場所を記入してください。

（事業所へ外部講師を招聘した研修や、外部で実施される研修や講座等）

- 4 「実習期間終了時の技能習得等の目標」については、実習（OJT）及び座学等（OFF-JT）を通じて、実習型雇用の対象者が業務に必要なとみなされる到達すべき水準（資格取得、営業目標の達成度、技能到達度等）を具体的に記入してください。

例 「実習期間中に〇〇資格を取得する」「売上目標の80%に到達する」「〇〇を1日〇〇個製造する」「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」「業務を円滑に遂行できると認められること」等

- 5 「技能習得状況の評価方法等」については、「上司との定期的な面談による目標到達度の確認」、「社内の人事評価制度にもとづき評価を行う」、「ジョブカード評価シートによる」等、実習型雇用の対象者への評価をどのように行うのか記入してください。

<お問い合わせ先>

関係機関	ホームページアドレス
都道府県労働局一覧	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html
最寄りのハローワーク	http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
中央職業能力開発協会	http://www.javada.or.jp/
(財)産業雇用安定センター	http://www.sangyokoyo.or.jp

財団法人 産業雇用安定センター地方第二事務所一覧				
事務所名	住所		電話番号	FAX 番号
北海道事務所	札幌市中央区北 1 条 2 丁目 1 番地	札幌時計台ビル 8 階	011-200-1391	011-200-1394
青森事務所	青森市新町 2-2-4	青森新町二丁目ビルディング 8 階	017-732-7321	017-732-7322
岩手事務所	盛岡市大通 3-3-10	七十七日生盛岡ビル 6 階	019-604-2141	019-604-2140
宮城事務所	仙台市青葉区本町 1-1-1	三井生命仙台本町ビル 9 階	022-212-3081	022-212-3082
秋田事務所	秋田市山王 3-1-7	東カン秋田ビル 6 階	018-895-5091	018-895-5090
山形事務所	山形市あこや町 2-3-1	錦産業会館 4 階	023-615-0271	023-615-0272
福島事務所	福島市栄町 6-6	NBF ユニックスビル 10 階	024-525-8471	024-525-8473
茨城事務所	水戸市城南 1-1-6	サザン水戸ビル 4 階	029-302-3505	029-302-3507
栃木事務所	宇都宮市本町 4-15	宇都宮 NI ビル 8 階	028-600-1511	028-600-1512
群馬事務所	前橋市新前橋町 13-8		027-210-8901	027-210-8902
埼玉事務所	さいたま市大宮区仲町 3-13-1	住友生命大宮第二ビル 8 階	048-650-6351	048-650-6353
千葉事務所	千葉市中央区富士見 2-7-5	富士見ハイネスビル 6 階	043-202-2971	043-202-2974
東京事務所	新宿区西新宿 4-15-3	住友不動産西新宿ビル 3 号館 6 階	03-5358-7424	03-5358-7425
神奈川事務所	横浜市中区住吉町 6-68-1	横浜関内地所ビル 8 階	045-222-4771	045-222-4773
新潟事務所	新潟市中央区万代 4-1-6	新潟あおば生命ビル 7 階	025-240-0021	025-240-0025
富山事務所	富山市奥田新町 8-1	ポルフェートとやま 10 階	076-442-6911	076-442-6912
石川事務所	金沢市尾山町 3-10	金沢南町ビル 4 階	076-223-1581	076-223-1580
福井事務所	福井市大手 2-7-15	明治安田生命福井ビル 4 階	0776-22-0411	0776-22-0412
山梨事務所	甲府市丸の内 2-14-13	ダイタビル 5 階	055-220-1330	055-220-1332
長野事務所	長野市栗田源田窪 1000-1	長栄長野東口ビル 3 階	026-229-8051	026-229-8053
岐阜事務所	岐阜市泉町 41	富士火災岐阜ビル 6 階	058-212-3471	058-212-3472
静岡事務所	静岡市葵区追手町 5-4	アーバンネット静岡追手町ビル 4 階	054-275-3271	054-275-3272
愛知事務所	名古屋市中村区名駅南 2-14-19	住友生命名古屋ビル 20 階	052-589-2501	052-589-2508
三重事務所	津市羽所町 375	百五・明治安田ビル 7 階	059-221-1071	059-221-1072
滋賀事務所	大津市梅林 1-3-10	滋賀ビル 6 階	077-510-7221	077-510-7223
京都事務所	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 623	第 11 長谷ビル 8 階	075-229-6881	075-229-6882
大阪事務所	大阪市中央区農人橋 1-4-34	信金中央金庫ビル 9 階	06-6947-7611	06-6947-7613
兵庫事務所	神戸市中央区元町通 6-1-8	東栄ビル 3 階	078-382-3071	078-382-3221
奈良事務所	奈良市大宮町 1-1-15	ニッセイ奈良駅前ビル 4 階	0742-25-3231	0742-25-3236
和歌山事務所	和歌山市北出島 1-5-46	和歌山県労働センター 3 階	073-421-3251	073-421-3252
鳥取事務所	鳥取市東品治町 102	明治安田生命鳥取駅前ビル 3 階	0857-25-0341	0857-25-0343
島根事務所	松江市朝日町 498-6	松江駅前第一生命ビル 8 階	0852-60-1261	0852-60-1262
岡山事務所	岡山市磨屋町 10-20	磨屋町ビル 5 階	086-803-3041	086-803-3042
広島事務所	広島市中区八丁堀 16-11	日本生命広島第二ビル 2 階	082-511-8621	082-511-8620
山口事務所	山口市小郡高砂町 3-26	ナガオビル 2 階	083-976-0651	083-976-0652
徳島事務所	徳島市八百屋町 2-11	ニッセイ徳島ビル 5 階	088-602-0131	088-602-0132
香川事務所	高松市寿町 2-4-20	高松センタービル 8 階	087-811-6701	087-811-6702
愛媛事務所	松山市一番町 1-14-10	井手ビル 4 階	089-915-6001	089-915-6002
高知事務所	高知市塚町 2-26	高知中央第一生命ビル 2 階	088-820-1101	088-820-1102
福岡事務所	福岡市博多区博多駅前 2-1-1	福岡朝日ビル 6 階	092-433-2161	092-433-2163
佐賀事務所	佐賀市駅南本町 6-4	佐賀中央第一生命ビル 8 階	0952-41-8611	0952-41-8620
長崎事務所	長崎市大黒町 9-22	大久保大黒町ビル 5 階	095-829-7501	095-829-7502
熊本事務所	熊本市横紺屋町 10	熊本商工会議所ビル 5 階	096-312-5071	096-312-5072
大分事務所	大分市府内町 3-4-20	明治安田生命大分恒和ビル 3 階	097-548-5301	097-548-5302
宮崎事務所	宮崎市橋通東 4-7-28	宮崎第一生命ビル 2 階	0985-60-6991	0985-60-6993
鹿児島事務所	鹿児島市新屋敷町 16-401	鹿児島県住宅供給公社ビル C 棟 4 階	099-219-5061	099-219-5063
沖縄事務所	那覇市松尾 1-19-1	ベルザ沖縄ビル 8 階	098-951-1931	098-951-1932